

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）新旧  
対照表

改 正	現 行
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第20条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第32条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録を行うこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項に</u></p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第20条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第32条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 <u>軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>7 (略) (掲示) 第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p>	<p>2 (略) (掲示) 第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p>
<p>2 軽費老人ホームは、_____重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 軽費老人ホームは、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>3 <u>軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備)</p>	(新設) (記録の整備)
<p>第33条 (略) 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>第32条第3項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録 附 則 1～5 (略)</p>	<p>第33条 (略) 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>第32条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての<u>同条第3項</u>の記録 附 則 1～5 (略)</p>
<p>6 <u>軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	

改 正	現 行
<p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>7 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>	<p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>7 <u>軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>8～10 (略)</p>	<p>8～10 (略)</p>
<p>11 附則第8項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>11 附則第8項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>12～21 (略)</p>	<p>12～21 (略)</p>
<p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p>	<p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p>
<p>22 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>22 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 附則第25項において準用する<u>第32条第3項に規定する</u>事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録を行うこと。</p>	<p>(3) 附則第25項において準用する<u>第32条第2項の</u>_____事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての<u>同条第3項</u>の記録を行うこと。</p>
<p>23・24 (略)</p>	<p>23・24 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>25 第2章(第3条、第8条第4項から第7項まで、第13条第1項、第18条及び第20条を除く。)の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第4条第2項中「前条第1項第2号」とあるのは「附則第8項第2号及び附則第9項第1号」と、第9条第1項中「第21条」とあるのは「附則第25項において準用する第21条」と、第13条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「附則第20項」と、第19条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「附則第20項から附則第24項まで及び附則第25項において準用する第2章(第3条から第8条まで、第13条第1項及び第18条から第20条までを除く。)」と、第33条第2項第2号中「第12条」とあるのは「附則第25項において準用する第12条」と、同項第3号中「第14条</p>	<p>25 第2章(第3条、第8条第4項から第7項まで、第13条第1項、第18条及び第20条を除く。)の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第4条第2項中「前条第1項第2号」とあるのは「附則第8項第2号及び附則第9項第1号」と、第9条第1項中「第21条」とあるのは「附則第25項において準用する第21条」と、第13条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「附則第20項」と、第19条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「附則第20項から附則第24項まで及び附則第25項において準用する第2章(第3条から第8条まで、第13条第1項及び第18条から第20条までを除く。)」と、第33条第2項第2号中「第12条」とあるのは「附則第25項において準用する第12条」と、同項第3号中「第14条</p>

改 正	現 行
<p>第4項」とあるのは「附則第25項において準用する第14条第4項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「附則第25項において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「<u>第32条第3項</u>」とあるのは「附則第25項において準用する<u>第32条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>26 (略)</p>	<p>第4項」とあるのは「附則第25項において準用する第14条第4項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「附則第25項において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「<u>第32条第2項</u>」とあるのは「附則第25項において準用する<u>第32条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>26 (略)</p>